

公認団体の顧問が常勤教職員 2 名以上（うち 1 名が教授）となった理由と経緯について

【ご意見・ご要望】（2016 年 6 月 16 日）

公認団体となるための申請条件として、

・ 本学の常勤教職員 2 名以上が顧問となり、うち 1 名は教授であること。（平成 28 年度から新規に申請する団体のみ）

とありますが、顧問について常勤教職員 1 名（職階問わず）であったものが、常勤教職員 2 名以上（うち 1 名教授）に変更となった理由・経緯をお聞かせください。

【回答】（2016 年 7 月 11 日）

（教育推進・学生支援部厚生課より）

クラブやサークルで事件・事故等が起こった場合、顧問を 2 名にすることで、仮に顧問の一人が出張中である場合や、定年等により顧問がいなくなった際に直ちに後任顧問の選出ができなかった場合、緊急時の連絡が円滑に行えるというのが理由の 1 つです。

また、うち 1 名を教授としたのは、これまでの緊急時対応の経験から、教授である方が事件・事故の関係者との連絡・調整等の対応が円滑に進められたことからです。

なお、平成 27 年度以前の既存団体については現在のところ、これらの変更を義務付けはおりませんが、万が一の場合を想定し、条件を満たしてもらうよう窓口でお願いしているところです。